

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

平成30年度第1回会議次第

- 1 開 会

- 2 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）

- 3 個人情報取扱業務等の登録について（報告）

- 4 特定個人情報保護評価について（報告）

- 5 その他

- 6 閉 会

○個人情報取扱業務諮問目次（ページ）

- 1 （仮称）上越市体操アリーナに関する業務
 - (1) （仮称）上越市体操アリーナテレビ電波障害対応業務（スポーツ推進課）【業務登録】（4、5 ページ）
 - (2) （仮称）上越市体操アリーナ整備事業テレビ電波受信障害詳細調査業務（スポーツ推進課）【業務委託登録変更】（6、7 ページ）

- 2 柿崎体育館等管理業務（スポーツ推進課）【業務委託登録】（8、9 ページ）

- 3 災害復旧に関する業務
 - (1) 災害復旧業務（ガス水道局施設整備課）【業務登録】（10、11 ページ）
 - (2) 災害復旧業務（ガス水道局施設整備課）【外部提供登録】（12、13 ページ）
 - (3) 災害復旧業務（ガス水道局施設整備課）【外部提供登録】（14、15 ページ）
 - (4) ガス水道本支管及び施設の建設業務（ガス水道局建設課）【目的外利用登録】（16、17 ページ）
 - (5) ガス・水道開閉栓業務（ガス水道局総務課）【目的外利用登録】（18、19 ページ）

- 4 上越市立水族博物館に係る移転補償・借地契約業務に関する業務
 - (1) 上越市立水族博物館に係る移転補償・借地契約業務（新水族博物館整備課）【業務登録】（20、21 ページ）
 - (2) 固定資産税・都市計画税賦課業務（税務課）【目的外利用登録変更】（22、23 ページ）

- 5 上越市立水族博物館画像及び呼称使用取扱業務（新水族博物館整備課）【業務登録変更】（24、25 ページ）

- 6 上越市立水族博物館に係る愛称募集業務（新水族博物館整備課）【外部提供登録】（26、27 ページ）

- 7 指定管理者の指定に関する施設 上越市立水族博物館（新水族博物館整備課）【指定管理者業務変更】（28、29 ページ）

8 総合相談支援事業に関する業務

- (1) 総合相談支援事業（すこやかなくらし包括支援センター）【業務登録変更】（30～32 ページ）
- (2) 総合相談支援事業（すこやかなくらし包括支援センター）【外部提供登録】（34～36 ページ）

9 公営住宅管理業務（建築住宅課）【業務登録変更】（38、39 ページ）

10 建築基準法に関する業務

- (1) 建築基準法に関する業務（建築住宅課）【業務登録変更】（40～42 ページ）
- (2) 納税者管理業務（収納課）【目的外利用登録】（44、45 ページ）
- (3) 固定資産税・都市計画税賦課業務（税務課）【目的外利用登録変更】（46、47 ページ）

11 空き家等対策業務（建築住宅課）【外部提供登録】（48～51 ページ）

12 特定空き家等現況調査委託（建築住宅課）【業務委託登録】（52、53 ページ）

13 空き家所有者等調査業務委託（建築住宅課）【業務委託登録】（54、55 ページ）

14 検察審査員候補者予定者名簿及び裁判員候補者予定者名簿の調製に関する業務

- (1) 検察審査員候補者予定者名簿調製業務（選挙管理委員会事務局）【業務登録変更】（56、57 ページ）
- (2) 検察審査員候補者予定者名簿調製業務（選挙管理委員会事務局）【外部提供登録変更】（58、59 ページ）
- (3) 裁判員候補者予定者名簿調製業務（選挙管理委員会事務局）【業務登録変更】（60、61 ページ）
- (4) 裁判員候補者予定者名簿調製業務（選挙管理委員会事務局）【外部提供登録変更】（62、63 ページ）

15 国民年金被保険者（第3号被保険者を除く。）資格得喪関係及び氏名、住所変更受付業務に関する業務2件（国保年金課）【外部提供登録変更】（64～67 ページ）

1 6 要援護高齢者支援業務に関する業務

- (1) 高齢者支援業務（敬老祝賀事業）（高齢者支援課）【外部提供登録変更】（68、69 ページ）
- (2) 高齢者支援業務（敬老祝賀事業）（高齢者支援課）【業務登録変更】（70～75 ページ）

1 7 固定資産評価業務（税務課）【コンピュータ結合登録】（76、77 ページ）

1 8 コンビニ交付サービス業務に関する業務

- (1) コンビニ交付サービス業務（市民課、税務課）【コンピュータ結合登録】（78～81 ページ）
- (2) コンビニ交付システム構築委託業務（市民課、税務課）【業務委託登録】（82、83 ページ）

1 9 農振土地利用計画図作成業務（農村振興課）【業務委託登録】（84、85 ページ）

○個人情報取扱業務報告目次（ページ）

- 1 定額給付金に関する業務（総務管理課）【業務登録廃止】（87 ページ）
- 2 動物愛護の標語応募者名簿（新水族博物館整備課）【業務登録廃止】（88 ページ）
- 3 目標入館者達成記念事業（新水族博物館整備課）【業務登録廃止】（89 ページ）
- 4 上越市立水族博物館写生会業務（新水族博物館整備課）【外部提供登録廃止】（90 ページ）
- 5 生物等寄贈・貸与者名簿（新水族博物館整備課）【外部提供登録廃止】（91 ページ）
- 6 介護保険介護者リフレッシュ業務（高齢者支援課）【外部提供登録廃止】（92 ページ）
- 7 指定管理者の指定に関する施設（スポーツ推進課）【指定管理者登録廃止】（93 ページ）

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森康正様

上越市長 村山秀幸

上越市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の業務の登録について諮問します。

記

- 1 (仮称) 上越市体操アリーナに関する業務
 - (1) (仮称) 上越市体操アリーナテレビ電波障害対応業務 (スポーツ推進課) 【業務登録】
 - (2) (仮称) 上越市体操アリーナ整備事業テレビ電波受信障害詳細調査業務 (スポーツ推進課) 【業務委託登録】
- 2 柿崎体育館等管理業務 (スポーツ推進課) 【業務委託登録変更】
- 3 災害復旧に関する業務
 - (1) 災害復旧業務 (ガス水道局施設整備課) 【業務登録】
 - (2) 災害復旧業務 (ガス水道局施設整備課) 【外部提供登録】
 - (3) 災害復旧業務 (ガス水道局施設整備課) 【外部提供登録】
 - (4) ガス水道本支管及び施設の建設業務 (ガス水道局建設課) 【目的外利用登録】
 - (5) ガス・水道開閉栓業務 (ガス水道局総務課) 【目的外利用登録】
- 4 上越市立水族博物館に係る移転補償・借地契約に関する業務
 - (1) 新水族博物館整備に伴う移転補償・借地契約業務 (新水族博物館整備課) 【業務登録変更】
 - (2) 固定資産税・都市計画税賦課業務 (税務課) 【目的外利用登録変更】

- 5 上越市立水族博物館イメージ画像使用取扱業務（新水族博物館整備課）【業務登録変更】
- 6 上越市立水族博物館に係る愛称募集業務（新水族博物館整備課）【外部提供登録】
- 7 指定管理者の指定に関する施設 上越市立水族博物館（新水族博物館整備課）【指定管理者業務変更】
- 8 総合相談支援事業に関する業務
 - (1) 総合相談支援事業（すこやかなくらし包括支援センター）【業務登録変更】
 - (2) 総合相談支援事業（すこやかなくらし包括支援センター）【外部提供登録】
- 9 公営住宅管理業務（建築住宅課）【業務登録変更】
- 10 建築基準法に関する業務
 - (1) 建築基準法に関する業務（建築住宅課）【業務登録変更】
 - (2) 納税者管理業務（収納課）【目的外利用登録】
 - (3) 固定資産税・都市計画税賦課業務（税務課）【目的外利用登録変更】
- 11 空き家等対策業務（建築住宅課）【外部提供登録】
- 12 特定空き家等現況調査委託（建築住宅課）【業務委託登録】
- 13 空き家所有者等調査業務委託（建築住宅課）【業務委託登録】
- 14 検察審査員候補者予定者名簿及び裁判員候補者予定者名簿の調製に関する業務
 - (1) 検察審査員候補者予定者名簿調製業務（選挙管理委員会事務局）【業務登録変更】
 - (2) 検察審査員候補者予定者名簿調製業務（選挙管理委員会事務局）【外部提供登録変更】
 - (3) 裁判員候補者予定者名簿調製業務（選挙管理委員会事務局）【業務登録変更】
 - (4) 裁判員候補者予定者名簿調製業務（選挙管理委員会事務局）【外部提供登録変更】

- 1 5 国民年金被保険者（第 3 号被保険者を除く。）資格得喪関係及び氏名、住所変更受付業務に関する業務 2 件（国保年金課）【外部提供登録変更】
- 1 6 要援護高齢者支援業務（敬老祝賀事業）に関する業務
- (1) 要援護高齢者支援業務（敬老祝賀事業）（高齢者支援課）【外部提供登録変更】
 - (2) 要援護高齢者支援業務（高齢者支援課）【業務登録変更】
- 1 7 固定資産評価業務（税務課）【コンピュータ結合登録】
- 1 8 コンビニ交付サービス業務に関する業務
- (1) コンビニ交付サービス業務（市民課、税務課）【コンピュータ結合登録】
 - (2) コンビニ交付システム構築委託業務（市民課、税務課）【業務委託登録】
- 1 9 農振土地利用計画図作成業務（農村振興課）【業務委託登録】

個人情報業務登録票（諮問）

課 名 スポーツ推進課

業務の名称	(仮称) 上越市体操アリーナテレビ電波障害対応業務
収集の目的	(仮称) 上越市体操アリーナの建設に伴い発生が想定されるテレビ電波受信障害の戸別の対策手法を把握し、対策工事を円滑に行うもの
収集する個人情報項目	氏名、住所、電話番号、建物情報（家屋の外観の概略、既設アンテナ設置箇所）、受信状態
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input type="checkbox"/> 本人同意 <input checked="" type="checkbox"/> 出版、報道等（住宅地図、電話帳） <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> その他（)
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input checked="" type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他（)
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input checked="" type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他（)

【(仮称) 上越市体操アリーナ電波障害対応業務の業務登録及び(仮称) 上越市体操アリーナ整備事業テレビ電波受信障害詳細調査業務の業務委託登録について】

(仮称) 上越市体操アリーナの建設工事に伴い本年秋以降に発生が想定されるテレビ電波障害に関し、当初は障害の発生の都度、障害の状況確認と併せて障害が発生した世帯の情報を収集する予定でいたが、障害が発生する前に障害の発生が想定される世帯とその対策について調査するよう地元住民から要望があった。地域の合意を得、障害発生時の円滑な対策工事を実施するため、詳細調査を委託し、対策手法を把握することから、必要な業務登録及び業務委託登録を行うもの

(仮称) 上越市体操アリーナ電波障害対応業務の概要について

1 業務の名称 (仮称) 上越市体操アリーナ電波障害対応業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

(仮称) 上越市体操アリーナの建設に伴いテレビ電波の受信障害が想定されることから、受信障害想定範囲内における各戸の対策手法を把握するとともに、障害発生時に円滑に対策工事を実施するもの

(2) 業務内容

- ・受信障害想定範囲内における戸別の受信方法の把握
- ・電波障害が発生した際の戸別の対策手法の把握
- ・電波障害発生の確認及び対策工事の実施
- ・対策工事实施後の受信不良の対応

3 収集する個人情報の項目

氏名、住所、電話番号、建物情報(家屋の外観の概略、既設アンテナ設置箇所)、受信状態

4 収集の方法

本人から直接収集し、又は住宅地図、電話帳から収集する。

5 収集開始日

平成30年6月12日

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課 名 スポーツ推進課

委託する業務の名称	（仮称）上越市体操アリーナ整備事業テレビ電波受信障害詳細調査業務
委託する相手先	株式会社横瀬オーディオ
委託する理由	（仮称）上越市体操アリーナの建設に伴いテレビ電波の受信障害が想定される戸別アンテナ受信世帯の対策手法について、高田局のテレビ電波の受信が可能な箇所を戸別に調査するため
委託する期間	平成30年6月12日から平成30年7月11日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、建物情報（家屋の外観の概略、既設アンテナ設置箇所）、受信状態
個人情報の提供方法	文書及び図面の交付
個人情報保護に係る委託条件	個人情報の漏えいの防止のほか、委託契約条項の遵守

(仮称) 上越市体操アリーナ整備事業テレビ電波受信障害詳細調査業務の概要について

1 業務の名称 (仮称) 上越市体操アリーナ整備事業テレビ電波受信障害詳細調査業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

(仮称) 上越市体操アリーナの建設に伴いテレビ電波の受信障害が想定される戸別アンテナ受信世帯について、戸別の対策手法を把握し、受信障害発生時の円滑な対策工事を実施するため、高田局のテレビ電波の受信が可能な箇所を戸別に調査するもの

(2) 業務内容

- ・対象世帯(31世帯)の訪問日時の調整
- ・戸別の高田局のテレビ電波受信可能箇所の調査
- ・調査報告書の作成

3 取り扱う個人情報の項目

氏名、住所、電話番号、建物情報(家屋の外観の概略、既設アンテナ設置箇所)、受信状態

4 委託する期間

平成30年6月12日から平成30年7月11日まで

5 個人情報の提供方法

文書及び図面の交付

個人情報取扱業務委託（変更）（諮問）

課 名 スポーツ推進課

委託する業務の名称	柿崎体育館等管理業務
委託する相手先	・ 柿崎体育館、柿崎第一庭球コート … 社団法人上越市シルバー人材センター
委託する理由	業務従事中、使用許可申請書の内容確認及び使用許可書の発行を行うため
委託する期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、団体名
個人情報の提供方法	文書の交付
個人情報保護に係る委託条件	受託者は、委託業務を遂行するに当たり、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

【柿崎体育館等管理業務の業務委託登録の変更について】

柿崎上中山体育館の供用を廃止したため所要の変更を行うもの

柿崎体育館等管理業務の変更について

1 業務の名称 柿崎体育館等管理業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
委託する相手先	・柿崎体育館、柿崎上中山体育館、 柿崎第一庭球コート …社団法人上越市シルバー人材センター	・柿崎体育館、 柿崎第一庭球コート …社団法人上越市シルバー人材センター

3 変更理由

柿崎上中山体育館の供用を廃止したため

4 変更期日

平成29年4月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

施設の平等な利用を確保し、サービスの向上を図るための円滑な運営を行うもの

(2) 業務内容

予約の受付、申請書（使用申請書及び減免申請書）の受付、使用料の徴収及び領収書の発行

個人情報業務登録票（諮問）

課 名 ガス水道局施設整備課

業務の名称	災害復旧業務
収集の目的	被災時に迅速な復旧作業を実施するため (根拠法令：)
収集する個人情報情報の項目	氏名、住所、電話番号、土地情報、建物情報、施工情報、設備情報、使用状態
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input checked="" type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ガス水道局総務課、ガス水道局建設課）
保管の方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他 ()
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【災害復旧業務の業務登録及び外部提供登録並びにガス・水道開閉栓業務及びガス水道本支管及び施設の建設業務の目的外利用登録について】

被災時に職員が被災地の家屋に設置されているガス水道施設の開閉栓作業を行うに当たり、これまで、内部のみで取りまとめていたガス水道施設の開閉栓の状況に関する情報を災害復旧支援モバイル報告システムを導入する一般社団法人日本ガス協会並びに被災地のガス水道施設の開閉栓作業及び復旧作業に当たる災害復旧応援隊に提供することで、即時にガス水道施設の開閉栓の状況に関する情報を広く共有し、迅速に災害復旧をするため、必要な業務登録等を行うもの

災害復旧業務の概要について

1 業務の名称 災害復旧業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

被災時に迅速な復旧作業を実施するため

(2) 業務内容

被災時におけるガス水道施設の現地状況を把握し、被災施設の供給停止や再開作業及び復旧作業を適切に実施する。

3 収集する個人情報の項目

氏名、住所、電話番号、土地情報、建物情報、施工情報、設備情報、使用状態

4 収集の方法

人の生命若しくは身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるため、ガス水道局総務課及びガス水道局建設課から収集

5 収集開始日

平成30年6月25日

目的外利用
 保有個人情報 登録票（諮問）
 外部提供

課 名 ガス水道局施設整備課

業務の名称	災害復旧業務	
利用又は提供する目的	被災時に迅速な復旧作業を実施するため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報項目	氏名、住所、電話番号、設備情報、使用状態	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	一般社団法人 日本ガス協会
	業務の名称	災害復旧支援業務
利用又は提供する期間	災害発生時から必要と認められる期間まで	

災害復旧業務の外部提供について

1 業務の名称 災害復旧業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

被災時に迅速な復旧作業を実施するため

(2) 業務内容

被災時におけるガス水道施設の現地状況を把握し、被災施設の供給停止や再開作業及び復旧作業を適切に実施する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、電話番号、設備情報、使用状態

4 利用又は提供できる理由

公益上必要があると認められるため

5 利用又は提供する方法

コンピュータ処理等

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

災害復旧支援業務

(2) 業務の概要

一般社団法人日本ガス協会が被災時に、災害復旧モバイル報告システムにより被災地のガス水道施設の開閉栓の状況を取りまとめ、迅速かつ適切な復旧活動を支援する。

7 利用期日又は提供開始日

平成30年6月25日

8 備考

災害復旧モバイル報告システムとは、災害発生時の復旧作業の結果報告を携帯電話・スマートフォンからその場でリアルタイムに実施し、作業の効率化や負荷の軽減、より正確な復旧状況の把握を実現するシステムをいう。

保有個人情報 目的外利用 登録票（諮問）
外部提供

課 名 ガス水道局施設整備課

業務の名称	災害復旧業務	
利用又は提供する目的	被災時に迅速な復旧作業を実施するため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報項目	氏名、住所、電話番号、土地情報、建物情報、施工情報、設備情報、使用状態	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	災害復旧応援隊
	業務の名称	災害復旧支援業務
利用又は提供する期間	災害発生時から必要と認められる期間まで	

災害復旧業務の外部提供について

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 業務の名称 | 災害復旧業務 |
| 2 | 業務の概要 | |
| | (1) 実施目的 | 被災時に迅速な復旧作業を実施するため |
| | (2) 業務内容 | 被災時におけるガス水道施設の現地状況を把握し、被災施設の供給停止や再開作業及び復旧作業を適切に実施する。 |
| 3 | 利用又は提供する個人情報の項目 | 氏名、住所、電話番号、土地情報、建物情報、施工情報、設備情報、使用状態 |
| 4 | 利用又は提供できる理由 | 公益上必要があると認められるため |
| 5 | 利用又は提供する方法 | 文書による通知、複写 |
| 6 | 利用又は提供する相手先の業務の概要について | |
| | (1) 業務の名称 | 災害復旧支援業務 |
| | (2) 業務の概要 | 災害復旧応援隊が被災時におけるガス水道施設の現地状況を把握し、供給停止や再開作業及び復旧作業を実施する。 |
| 7 | 利用期日又は提供開始日 | 平成30年6月25日 |
| 8 | 備考 | 災害復旧応援隊とは、被災時に被災地に設置されているガス水道施設の現地状況を把握し、被災施設の供給停止や再開作業及び復旧作業を行うガス・水道事業者及び関連会社の総称をいう。 |

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 ガス水道局建設課

業務の名称	ガス水道本支管及び施設の建設業務	
利用又は提供する目的	災害時に迅速な復旧作業を実施するため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報 の項目	氏名、住所、土地情報、建物情報、施工情報	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	ガス水道局施設整備課
	業務の名称	災害復旧業務
利用又は提供する期間	随時	

ガス水道本支管及び施設の建設業務の目的外利用について

1 業務の名称 ガス水道本支管及び施設の建設業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

- ・ 市民へ安全で安定したガス並びに水道を提供するために、本支管の布設や老朽化した管の更新及び耐震化等の工事を行うため
- ・ ガス水道管路情報システム（マッピング）に工事完成図書を取り込み、修正・更新を行うことで、ガス水道管の効率的な維持管理及び将来計画に活用するため

(2) 業務内容

- ・ ガス水道管本支管の布設や老朽した管の更新及び耐震化等の工事を行う。
- ・ マッピングシステムの修正、更新を行う。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、土地情報、建物情報、施工情報

4 利用又は提供できる理由

公益上必要があると認められるため

5 利用又は提供する方法

閲覧、コンピュータ処理等

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

災害復旧業務

(2) 業務の概要

災害時におけるガス漏れ及び漏水等の状況を把握し、ガス水道管等の復旧作業を迅速かつ適切に実施する。

7 利用期日又は提供開始日

平成30年6月25日

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 ガス水道局総務課

業務の名称	ガス・水道開閉栓業務	
利用又は提供する目的	災害復旧支援を迅速に実施するため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、設備情報、使用状態	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	ガス水道局施設整備課
	業務の名称	災害復旧業務
利用又は提供する期間	随時	

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 新水族博物館整備課

業務の名称	上越市立水族博物館に係る移転補償・借地契約業務
収集の目的	上越市立水族博物館用地に係る移転補償及び借地契約の締結を行うため (根拠法令：)
収集する個人情報情報の項目	氏名、住所、土地情報、建物情報、財産価額、課税標準額
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（税務課）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他 ()
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input checked="" type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【新水族博物館整備に伴う移転補償・借地契約業務の業務登録及び固定資産税・都市計画税賦課業務の目的外利用登録の変更について】

新水族博物館の整備が完了することに伴い、業務の名称及び収集目的の文言を整理するもの

新水族博物館整備に伴う移転補償・借地契約業務の変更について

1 業務の名称 新水族博物館整備に伴う移転補償・借地契約業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
業務の名称	新水族博物館整備に伴う 移転補償・借地契約業務	上越市立水族博物館に係る移転補償・借地契約業務
収集の目的	新水族博物館の整備に伴う用地取得に係る移転補償及び借地契約の締結を行うため	上越市立水族博物館用地に係る移転補償及び借地契約の締結を行うため

3 変更理由

新水族博物館の整備が完了することに伴い、業務の名称及び収集目的の文言を整理するもの

4 変更期日

平成30年6月25日

5 業務の概要

(1) 実施目的

上越市立水族博物館用地に係る移転補償及び借地契約の締結を行うため

(2) 業務内容

上越市立水族博物館用地に係る移転補償及び借地契約の締結を行うもの

目的外利用

保有個人情報

登録票（変更）（諮問）

外部提供

課 名 税務課

業務の名称	固定資産税・都市計画税賦課業務	
利用又は提供 する目的	上越市立水族博物館用地に係る移転補償及び借地契約の締結を行うため、土地及び建物の評価額等を調査するもの (根拠法令：)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、住所、土地情報、建物情報、財産価額、課税標準額	
利用又は提供 する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供 する相手先	名称	新水族博物館整備課
	業務の名称	上越市立水族博物館に係る移転補償・借地契約業務
利用又は提供 する期間	随時	

固定資産税・都市計画税賦課業務の変更について

1 業務の名称 固定資産税・都市計画税賦課業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
利用又は提供する目的	新水族博物館の整備に伴う用地取得に係る移転補償及び借地契約の締結を行うため、土地及び建物の評価額等を調査するもの	上越市立水族博物館用地 _____ に係る移転補償及び借地契約の締結を行うため、土地及び建物の評価額等を調査するもの
利用又は提供する相手先の業務の名称	新水族博物館整備に伴う 移転補償・借地契約業務	上越市立水族博物館に係る移転補償・借地契約業務

3 変更理由

新水族博物館の整備が完了することに伴い、業務の名称及び利用又は提供する目的の文言を整理するもの

4 変更期日

平成30年6月25日

5 業務の概要

(1) 実施目的

固定資産税及び都市計画税を賦課するため

(2) 業務内容

市内に固定資産を所有する人及び団体に対して固定資産税及び都市計画税を賦課する。

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 新水族博物館整備課

業務の名称	上越市立水族博物館画像及び呼称使用取扱業務
収集の目的	上越市立水族博物館の画像及び呼称の営利を目的とする使用に関し、内容の確認及び審査を行うため (根拠法令：)
収集する個人情報項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、印影、勤務先、決定内容、加入団体、活動内容
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> その他 ()
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他（HDD）
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input checked="" type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【上越市立水族博物館イメージ画像使用取扱業務の業務登録の変更について】

新水族博物館の愛称や公式キャラクターの決定に伴い上越市立水族博物館イメージ画像使用取扱要綱を改正し、取扱対象を追加したことから、業務登録の内容を整理するもの

上越市立水族博物館イメージ画像使用取扱業務の変更について

1 業務の名称 上越市立水族博物館イメージ画像使用取扱業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
業務の名称	上越市立水族博物館イメージ画像使用取扱業務	上越市立水族博物館画像及び呼称使用取扱業務
収集の目的	上越市立水族博物館のイメージ画像の営利を目的とする使用に関し、内容の確認及び審査を行うため	上越市立水族博物館の画像及び呼称の営利を目的とする使用に関し、内容の確認及び審査を行うため

3 変更理由

新水族博物館の愛称や公式キャラクターの決定に伴い上越市立水族博物館イメージ画像使用取扱要綱を改正し、取扱対象を追加したことから、業務登録の内容を整理するもの

4 変更期日

平成30年5月18日

5 業務の概要

(1) 実施目的

上越市立水族博物館の画像及び呼称の営利を目的とする使用に関し、内容の確認及び審査を行うため

(2) 業務内容

上越市立水族博物館の画像及び呼称の営利を目的とする使用に関し、内容の確認及び審査に必要な情報を収集するもの

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課 名 新水族博物館整備課

業務の名称	上越市立水族博物館に係る愛称募集業務	
利用又は提供する目的	採用作品を周知するため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所（市区町村まで）、年齢	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（口頭）	
利用又は提供する相手先	名称	報道機関
	業務の名称	報道業務
利用又は提供する期間	採用作品発表時	

【上越市立水族博物館に係る愛称募集業務の外部提供登録について】

新水族博物館の利活用に向けた機運醸成を図るため、公式キャラクター等上越市立水族博物館に係る各種愛称の募集を行い、採用作品の発表時に採用者の情報についても公表することから、外部提供登録を行うもの

上越市立水族博物館に係る愛称募集業務の外部提供登録について

1 業務の名称 上越市立水族博物館に係る愛称募集業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

上越市立水族博物館に係る各種愛称の募集を行い、同館の利活用に向けた機運醸成を図るもの

(2) 業務内容

上越市立水族博物館に係る各種愛称を募集し、採用する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所（市区町村まで）、年齢

4 利用又は提供できる理由

本人同意

5 利用又は提供する方法

文書による通知、複写、口頭

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

報道業務

(2) 業務の概要

採用作品の発表に係る各種媒体での報道

7 利用期日又は提供開始日

採用作品発表時

指定管理者個人情報取扱業務（変更）（諮問）

課 名 新水族博物館整備課

指定管理者が管理を行う施設の名称	上越市立水族博物館
指定管理者の名称	株式会社横浜八景島
指定する期間	平成27年4月1日から平成44年3月31日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、容姿、利用内容など 事業を実施するに当たり必要な情報
個人情報の収集方法	本人から直接収集する。
個人情報保護に係る指定条件	<p>管理運営業務仕様書で指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護を徹底すること。 ・事故等の報告義務 ・業務上知り得た個人情報については、上越市個人情報保護条例により適正な取扱いをしなければならない。 ・個人情報の漏えいの防止 ・目的外利用の禁止や第三者への提供禁止 ・提供資料の返還義務など ・業務の再委託の禁止 ・指示違反等の場合の指定取消しや業務一部停止 ・個人情報の管理についての調査に応ずる義務など

【上越市立水族博物館の指定管理者個人情報取扱業務登録の変更について】

新水族博物館の供用開始に当たり、上越市立水族博物館条例を改正し、利用の承認その他の設置及び管理に関し必要な事項を整備したことに併せて、業務登録の内容を整理するもの

指定管理者個人情報取扱業務の変更について

1 指定管理者が管理を行う施設の名称

上越市立水族博物館

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、容姿、利用内容など <u>利用承認申請書、利用料金減免申請書及び承認等に係る決定通知書にある情報</u>	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、容姿、利用内容など <u>事業を実施するに当たり必要な情報</u>

3 変更理由

新水族博物館の供用開始に当たり、上越市立水族博物館条例を改正し、利用の承認その他の設置及び管理に関し必要な事項を整備したことに併せて、業務登録の内容を整理するもの

4 変更期日

平成30年6月25日

5 業務の概要

(1) 実施目的

指定管理者として上越市立水族博物館の管理運営を円滑に行うため

(2) 業務内容

- ・上越市立水族博物館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・その他上越市立水族博物館の管理及び事業に関する業務

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 共通

業務の名称	総合相談支援業務
収集の目的	複数の課が関係する複合的な相談又は家庭環境等に複雑な要因があるケースについて、多様な専門職種が協力して家族単位で支援するため。また、「子どもの育ち」を途切れることなくつなぎ、支援するため (根拠法令：)
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、容姿、国籍、続柄、人的関係、婚姻、学校名、学歴、学内活動、職種、職歴、勤務先、勤務状況、健康状態、身体機能、精神状態、傷病情報、診療情報、発達状況、学業成績、思想、信条、信教、感想、相談内容、決定内容、収入情報、収納情報、車両情報、賦課情報、滞納情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、年金情報、生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、使用量、趣味、嗜好、出産予定日、妊娠歴、民生委員地区協議会番号、担当区域、委解嘱年月日、障害福祉サービス等情報、児童扶養手当情報、公営住宅利用情報、不登校の状況、就学援助状況、行動の記録、発達援助情報、生育歴
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input checked="" type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（すこやかなくらし包括支援センター、税務課、収納課、共生まちづくり課、市民課、福祉課、高齢者支援課、健康づくり推進課、国保年金課、保育課、こども課、教育総務課、学校教育課、建築住宅課、ガス水道局、都道府県、市区町村、警察、北陸信越運輸局、公共職業安定所、児童相談所、上越保健所、社会保険事務所、保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校、大学、各種学校、医療機関、介護保険事業所、指定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業所、指定障害児相談支援事業者、社会福祉協議会、母子生活支援施設、金融機関、電力会社、電話会社、勤務先、通報者、家族、町内会長、民生委員）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input checked="" type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他 ()
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【総合相談支援業務の業務登録の変更及び外部提供登録について】

複数の課が関係する複合的な相談又は家庭環境等に複雑な要因があるケースについては、関係課、関係機関等が情報共有を行い、包括的な対応を行う必要があることから、すこやかにくらし包括支援センターだけでなく、当該相談又はケースに関係がある課、関係機関等が必要な個人情報の取扱いをすることができるよう、各課等の共通の登録とするなど、登録を整備等するもの

総合相談支援業務の変更について

1 業務の名称 総合相談支援業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
課名	すこやかにくらし包括支援センター	共通
収集する個人情報の項目	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、容姿、国籍、続柄、人的関係、婚姻、学校名、学歴、学内活動、職種、職歴、勤務先、勤務状況、健康状態、身体機能、精神状態、傷病情報、診療情報、発達状況、学業成績、思想、信条、信教、感想、相談内容、決定内容、収入情報、収納情報、車両情報、賦課情報、滞納情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、年金情報、生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、使用量、趣味、嗜好、出産予定日、妊娠歴、民生委員地区協議会番号、担当区域、委解嘱年月日、障害福祉サービス等情報、児童扶養手当情報、公営住宅利用情報、不登校の状況、就学援助状況、行動の記録、発達援助情報	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、容姿、国籍、続柄、人的関係、婚姻、学校名、学歴、学内活動、職種、職歴、勤務先、勤務状況、健康状態、身体機能、精神状態、傷病情報、診療情報、発達状況、学業成績、思想、信条、信教、感想、相談内容、決定内容、収入情報、収納情報、車両情報、賦課情報、滞納情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、年金情報、生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、使用量、趣味、嗜好、出産予定日、妊娠歴、民生委員地区協議会番号、担当区域、委解嘱年月日、障害福祉サービス等情報、児童扶養手当情報、公営住宅利用情報、不登校の状況、就学援助状況、行動の記録、発達援助情報、 <u>生育歴</u>
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等(根拠条項:) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等() <input checked="" type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他(<u>税務課、収納課、共生まちづくり課、市民課、福祉課、高齢者支援課、健康づくり推進課、国保年金課、保育課、こども課、教育総務課、学校教育課、建築住宅課、ガス水道局、都道府県、市区町村、警察、北陸信越運輸局、公共職業安定所、児童相談所、上越保健所、社会保険事務所、保育園、幼稚園、</u>	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等(根拠条項:) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等() <input checked="" type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他(<u>すこやかにくらし包括支援センター、税務課、収納課、共生まちづくり課、市民課、福祉課、高齢者支援課、健康づくり推進課、国保年金課、保育課、こども課、教育総務課、学校教育課、建築住宅課、ガス水道局、都道府県、市区町村、警察、北陸信越運輸局、公共職業安定所、児童相談所、上越保健所、社会保険事務所、保育園、幼稚園、</u>

	小・中学校、高等学校、大学、各種学校、医療機関、介護保険事業者、指定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業所、指定障害児相談支援事業者、社会福祉協議会、母子生活支援施設、金融機関、電力会社、電話会社、勤務先、通報者、家族、町内会長、民生委員)	小・中学校、高等学校、大学、各種学校、医療機関、介護保険事業者、指定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業所、指定障害児相談支援事業者、社会福祉協議会、母子生活支援施設、金融機関、電力会社、電話会社、勤務先、通報者、家族、町内会長、民生委員)
--	--	--

3 変更理由

すこやかなくらし包括支援センターの業務として登録していた総合相談支援業務は、家庭環境等に複雑な要因があるケースの支援等複数の課が関係する複合的な事案が多いことから、原則として本人の同意を得た上で、関係課等が情報を共有し、問題が深刻化しないように家族単位で包括的な対応を行う必要があるため

4 変更期日

平成30年6月25日

5 業務の概要

(1) 実施目的

複数の課が関係する複合的な相談又は家庭環境等に複雑な要因があるケースについて、多様な専門職種が協力して家族単位で支援するため。また、「子どもの育ち」を途切れることなくつなぎ、支援するため

(2) 業務内容

- ・福祉課、高齢者支援課、こども課等が関係する複合的な相談事案について、すこやかな暮らし包括支援センターを中心に各課等が情報を共有する中で、多様な専門職種が協力し、家族単位の総合的な支援を行う。
- ・「子どもの育ち」に係る支援について、各課等が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行う。

目的外利用
保有個人情報 登録票（諮問）
外部提供

課 名 共通

業務の名称	総合相談支援業務	
利用又は提供する目的	複数の課が関係する複合的な相談又は家庭環境等に複雑な要因があるケースについて、関係機関と協力して家族単位で支援するため。また、「子どもの育ち」を途切れることなくつなぎ、支援するため （根拠法令： ）	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、容姿、国籍、続柄、人的関係、婚姻、学校名、学歴、学内活動、職種、職歴、勤務先、勤務状況、健康状態、身体機能、精神状態、傷病情報、診療情報、発達状況、学業成績、思想、信条、信教、感想、相談内容、決定内容、収入情報、収納情報、車両情報、賦課情報、滞納情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、年金情報、生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、使用量、趣味、嗜好、出産予定日、妊娠歴、民生委員地区協議会番号、担当区域、委解嘱年月日、障害福祉サービス等情報、児童扶養手当情報、公営住宅利用情報、不登校の状況、就学援助状況、行動の記録、発達援助情報、生育歴	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用又は提供する相手先	名称	都道府県、市区町村、警察、北陸信越運輸局、公共職業安定所、児童相談所、上越保健所、社会保険事務所、保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校、大学、各種学校、医療機関、介護保険事務所、指定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業所、指定障害児相談支援事業者、社会福祉協議会、母子生活支援施設、金融機関、電力会社、電話会社、勤務先、通報者、家族、町内会、民生委員
	業務の名称	提供する相手先の各支援業務等
利用又は提供する期間	随時	

総合相談支援業務の外部提供について

1 業務の名称 総合相談支援業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

複数の課が関係する複合的な相談又は家庭環境等に複雑な要因があるケースについて、多様な専門職種が協力して家族単位で支援するため。また、「子どもの育ち」を途切れることなくつなぎ、支援するため

(2) 業務内容

- ・福祉課、高齢者支援課、こども課等が関係する複合的な相談について、すこやかな暮らし包括支援センターを中心に各課等が情報を共有する中で、多様な専門職種が協力し、家族単位の総合的な支援を行う。
- ・「子どもの育ち」に係る支援について、各課等が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行う。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、容姿、国籍、続柄、人的関係、婚姻、学校名、学歴、学内活動、職種、職歴、勤務先、勤務状況、健康状態、身体機能、精神状態、傷病情報、診療情報、発達状況、学業成績、思想、信条、信教、感想、相談内容、決定内容、収入情報、収納情報、車両情報、賦課情報、滞納情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、年金情報、生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、使用量、趣味、嗜好、出産予定日、妊娠歴、民生委員地区協議会番号、担当区域、委解嘱年月日、障害福祉サービス等情報、児童扶養手当情報、公営住宅利用情報、不登校の状況、就学援助状況、行動の記録、発達援助情報、生育歴

4 利用又は提供できる理由

本人同意

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、複写

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

提供する相手先の各支援業務等

(2) 業務の概要

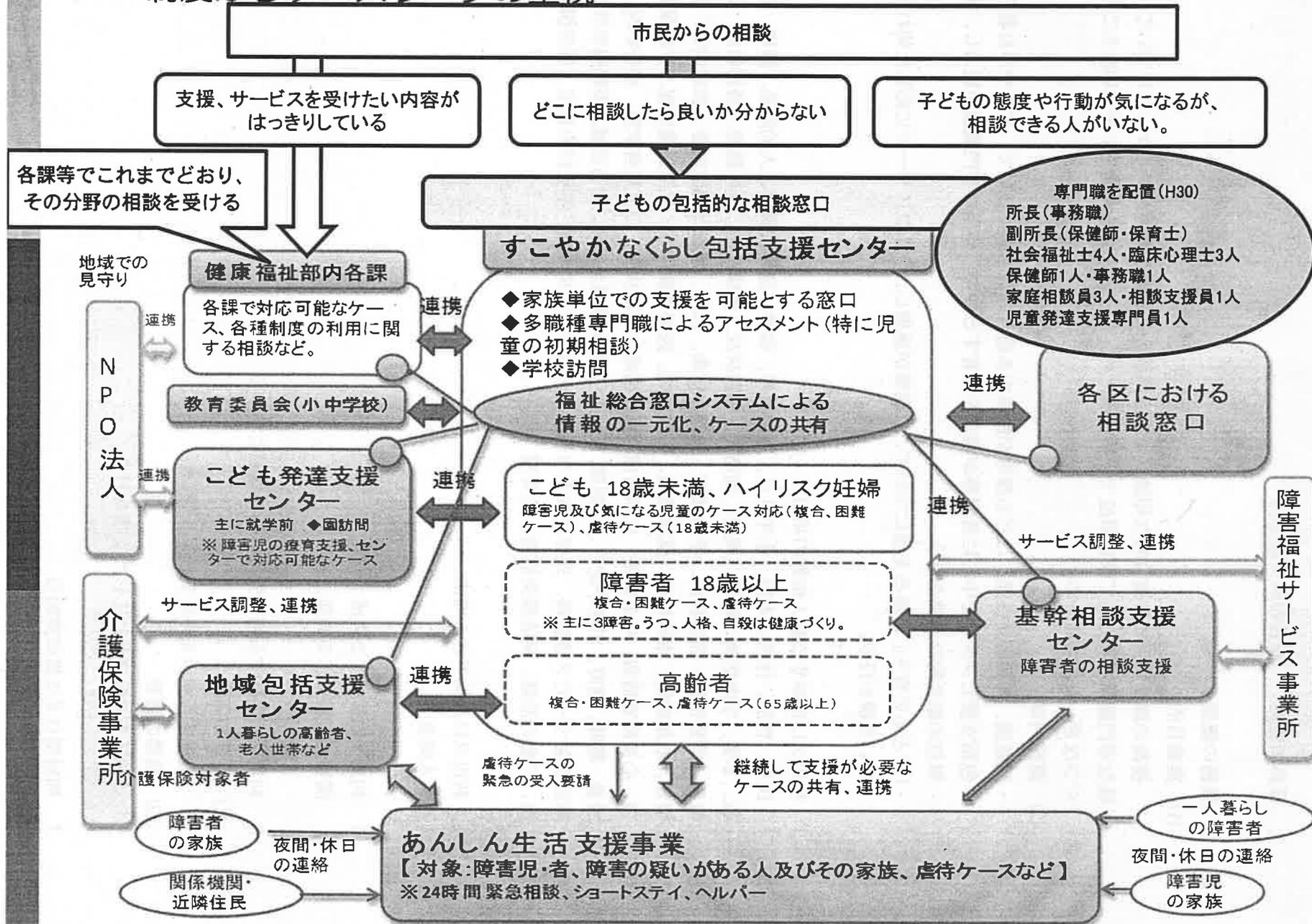
相手先の職務等に応じた支援を行う。

7 利用期日又は提供開始日

平成30年6月25日

子どものすこやかな育ちを支援するために

～制度からケースワークの重視へ～



經濟發展委員會

	項目名稱
<p>1. 研究及發展</p> <p>1.1 研究及發展</p> <p>1.1.1 研究及發展</p>	<p>研究及發展</p>
<p>1.1.2 研究及發展</p> <p>1.1.2.1 研究及發展</p> <p>1.1.2.2 研究及發展</p> <p>1.1.2.3 研究及發展</p> <p>1.1.2.4 研究及發展</p> <p>1.1.2.5 研究及發展</p> <p>1.1.2.6 研究及發展</p> <p>1.1.2.7 研究及發展</p> <p>1.1.2.8 研究及發展</p> <p>1.1.2.9 研究及發展</p> <p>1.1.2.10 研究及發展</p> <p>1.1.2.11 研究及發展</p> <p>1.1.2.12 研究及發展</p> <p>1.1.2.13 研究及發展</p> <p>1.1.2.14 研究及發展</p> <p>1.1.2.15 研究及發展</p> <p>1.1.2.16 研究及發展</p> <p>1.1.2.17 研究及發展</p> <p>1.1.2.18 研究及發展</p> <p>1.1.2.19 研究及發展</p> <p>1.1.2.20 研究及發展</p> <p>1.1.2.21 研究及發展</p> <p>1.1.2.22 研究及發展</p> <p>1.1.2.23 研究及發展</p> <p>1.1.2.24 研究及發展</p> <p>1.1.2.25 研究及發展</p> <p>1.1.2.26 研究及發展</p> <p>1.1.2.27 研究及發展</p> <p>1.1.2.28 研究及發展</p> <p>1.1.2.29 研究及發展</p> <p>1.1.2.30 研究及發展</p> <p>1.1.2.31 研究及發展</p> <p>1.1.2.32 研究及發展</p> <p>1.1.2.33 研究及發展</p> <p>1.1.2.34 研究及發展</p> <p>1.1.2.35 研究及發展</p> <p>1.1.2.36 研究及發展</p> <p>1.1.2.37 研究及發展</p> <p>1.1.2.38 研究及發展</p> <p>1.1.2.39 研究及發展</p> <p>1.1.2.40 研究及發展</p> <p>1.1.2.41 研究及發展</p> <p>1.1.2.42 研究及發展</p> <p>1.1.2.43 研究及發展</p> <p>1.1.2.44 研究及發展</p> <p>1.1.2.45 研究及發展</p> <p>1.1.2.46 研究及發展</p> <p>1.1.2.47 研究及發展</p> <p>1.1.2.48 研究及發展</p> <p>1.1.2.49 研究及發展</p> <p>1.1.2.50 研究及發展</p>	<p>研究及發展</p>
<p>1.1.2.51 研究及發展</p>	<p>研究及發展</p>
<p>1.1.2.52 研究及發展</p> <p>1.1.2.53 研究及發展</p> <p>1.1.2.54 研究及發展</p> <p>1.1.2.55 研究及發展</p> <p>1.1.2.56 研究及發展</p> <p>1.1.2.57 研究及發展</p> <p>1.1.2.58 研究及發展</p> <p>1.1.2.59 研究及發展</p> <p>1.1.2.60 研究及發展</p> <p>1.1.2.61 研究及發展</p> <p>1.1.2.62 研究及發展</p> <p>1.1.2.63 研究及發展</p> <p>1.1.2.64 研究及發展</p> <p>1.1.2.65 研究及發展</p> <p>1.1.2.66 研究及發展</p> <p>1.1.2.67 研究及發展</p> <p>1.1.2.68 研究及發展</p> <p>1.1.2.69 研究及發展</p> <p>1.1.2.70 研究及發展</p> <p>1.1.2.71 研究及發展</p> <p>1.1.2.72 研究及發展</p> <p>1.1.2.73 研究及發展</p> <p>1.1.2.74 研究及發展</p> <p>1.1.2.75 研究及發展</p> <p>1.1.2.76 研究及發展</p> <p>1.1.2.77 研究及發展</p> <p>1.1.2.78 研究及發展</p> <p>1.1.2.79 研究及發展</p> <p>1.1.2.80 研究及發展</p> <p>1.1.2.81 研究及發展</p> <p>1.1.2.82 研究及發展</p> <p>1.1.2.83 研究及發展</p> <p>1.1.2.84 研究及發展</p> <p>1.1.2.85 研究及發展</p> <p>1.1.2.86 研究及發展</p> <p>1.1.2.87 研究及發展</p> <p>1.1.2.88 研究及發展</p> <p>1.1.2.89 研究及發展</p> <p>1.1.2.90 研究及發展</p> <p>1.1.2.91 研究及發展</p> <p>1.1.2.92 研究及發展</p> <p>1.1.2.93 研究及發展</p> <p>1.1.2.94 研究及發展</p> <p>1.1.2.95 研究及發展</p> <p>1.1.2.96 研究及發展</p> <p>1.1.2.97 研究及發展</p> <p>1.1.2.98 研究及發展</p> <p>1.1.2.99 研究及發展</p> <p>1.1.3 研究及發展</p>	<p>研究及發展</p>
<p>1.1.3 研究及發展</p>	<p>研究及發展</p>
<p>1.1.4 研究及發展</p>	<p>研究及發展</p>

【公営住宅管理業務の業務登録の変更について】

公営住宅法及び上越市営住宅条例の一部改正により、市営住宅に入居する認知症患者、知的障害者等が、収入の申告等を行うことが困難と認めるときは、申告によらず雇用主等の報告又は職権による書類の閲覧により把握した収入に基づき収入の額を認定することができることとなったことに伴い、当該入居者が認知症患者、知的障害者等であるか否かを確認できるようにするため、収集の方法に勤務先を追加するなど、業務登録を変更するもの

公営住宅管理業務の変更について

1 業務の名称 公営住宅管理業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集の方法	<p>■本人 ■本人以外 ■法令等（根拠条項：<u>上越市営住宅条例、番号法別表第1の19の項、35の項、61の2の項、独自利用条例別表第1の上越市営住宅条例による市営賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるものの項</u>）</p> <p>■本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 ■その他（福祉課、市民課、収納課、税務課、生活環境課、保育課、こども課、新潟県警察_____）</p>	<p>■本人 ■本人以外 ■法令等（根拠条項：<u>公営住宅法、上越市営住宅条例、番号法別表第1の19の項、35の項、61の2の項、独自利用条例別表第1の上越市営住宅条例による市営賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるものの項</u>）</p> <p>■本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 ■その他（福祉課、市民課、収納課、税務課、生活環境課、保育課、こども課、新潟県警察、勤務先、医療・介護等の機関）</p>

3 変更理由

公営住宅法等の規定に基づき、市営住宅の入居者が認知症患者、知的障害者等であるか否かを勤務先、医療・介護等の機関等から確認できるようにするため

4 変更期日

平成30年7月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

- ・ 公営住宅等を管理運営するため
- ・ 公営住宅等の駐車場を管理するため

(2) 業務内容

- ・ 公営住宅等の入居の申込みの受理、審査及び決定
- ・ 公営住宅等の家賃、敷金等の決定及び徴収並びに減免、徴収猶予等の決定

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 建築住宅課

業務の名称	建築基準法に関する業務
収集の目的	建築物の安全性を確保することにより、市民の生命、健康及び財産の保全に努め、安全安心なまちづくりに寄与するもの (根拠法令：建築基準法)
収集する個人情報項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、建築士登録番号、印影、続柄、勤務先、資格、収入情報、支出情報、土地情報、建物情報、資産情報、法的権利、施工情報、財産価額、印鑑証明書、家族構成、被害情報、異動事由
収集の時期	<input checked="" type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：建築士法） <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（税務課、収納課、危機管理課、建築住宅課）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input checked="" type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他（建築行政システム）
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input checked="" type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他（ ）

【建築基準法に関する業務の業務登録の変更並びに納税者管理業務の目的外利用登録及び固定資産税・都市計画税賦課業務の目的外利用登録の変更について】

建築基準法の規定に基づき、保安上危険な建築物等の所有者、管理者又は占有者及びその関係者に係る税務課及び収納課が保有する個人情報を収集することにより、当該所有者等に適切な維持管理等を促すとともに、当該業務に関して危機管理課で目的外利用登録をしている火災関係業務において収集する個人情報の項目と整合を図るため、所要の業務登録の変更及び並びに目的外利用登録の登録及び変更を行うもの

建築基準法に関する業務の変更について

1 業務の名称 建築基準法に関する業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集する個人情報項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、建築士登録番号、印影_____、資格_____、支出情報、土地情報、建物情報、資産情報_____、施工情報、財産価額、印鑑証明書_____、被害情報、異動事由	氏名、住所、生年月日、電話番号、建築士登録番号、印影、 <u>続柄、勤務先</u> 、資格、 <u>収入情報</u> 、支出情報、土地情報、建物情報、資産情報、 <u>法的権利</u> 、施工情報、財産価額、印鑑証明書、 <u>家族構成</u> 、被害情報、異動事由
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等(根拠条項:建築士法) <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等() <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他(税務課_____、危機管理課、建築住宅課)	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等(根拠条項:建築士法) <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等() <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他(税務課、 <u>収納課</u> 、危機管理課、建築住宅課)

3 変更理由

建築基準法の規定に基づき、保安上危険な建築物等の所有者等に適切な維持管理等を促すため、収集する個人情報の項目及び収集の方法を整理するもの

4 変更期日

平成30年6月25日

5 業務の概要

(1) 実施目的

建築基準法の規定に基づき、保安上危険な建築物等の所有者等への適切な指導を行う。

(2) 業務内容

建築基準法の規定に基づき、建築物の敷地、構造又は建築設備について、損傷、腐食その他の劣化により、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合において、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、必要な指導を行うに際し、必要な情報を収集する。

上越市保有個人情報【目的外利用登録】目録

付

CODE	所属	業種名称	利用又は提供目的	提供法令	利用又は提供する相手先	利用する相手先の業種名称	利用又は提供項目	利用又は提供方法 [閲覧]	利用又は提供方法 [文書による]	利用又は提供方法 [電子ファイル]	利用又は提供方法 [その他]	利用又は提供期間	個人情報の管理方法
1	危機管理課	火災関係業務	建築基準法により、報告が義務づけられているため	建築基準法	建築住宅課	建築物異存報告業者	氏名、住所、生年月日、電話番号、収入情報、建物情報、家族構成、被害情報		文書の交付	庁内LAN		調査期間	鍵のかかる書庫に保管

納税者管理業務の目的外利用について

1 業務の名称 納税者管理業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

市税等の納税及び滞納状況を管理するため

(2) 業務内容

市税等の納税及び滞納状況を管理する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、電話番号、続柄、勤務先

4 利用又は提供できる理由

法令の定め

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、複写、コンピュータ処理等

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

建築基準法に関する業務

(2) 業務の概要

建築基準法の規定に基づき、建築物の敷地、構造又は建築設備について、損傷、腐食その他の劣化により、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合において、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、必要な指導を行うに際し、必要な情報を収集する。

7 利用期日又は提供開始日

平成30年6月25日

目的外利用

保有個人情報 登録票（変更）（諮問）
外部提供

課 名 税務課

業務の名称	固定資産税・都市計画税賦課業務	
利用又は提供する目的	建築基準法に関する業務の資料とするため (根拠法令：建築基準法)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、土地情報、建物情報、法的権利、異動事由	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	建築住宅課
	業務の名称	建築基準法に関する業務
利用又は提供する期間	随時	

固定資産税・都市計画税賦課業務の変更について

1 業務の名称 固定資産税・都市計画税賦課業務

2 変更箇所

変更箇所	変 更 前	変 更 後
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、 複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、 複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）

3 変更理由

建築基準法の規定に基づき、保安上危険な建築物等の所有者等に適切な維持管理等を促すため、利用又は提供する方法を整理するもの

4 変更期日

平成30年6月25日

5 業務の概要

(1) 実施目的

固定資産税・都市計画税の賦課をするため

(2) 業務内容

毎年1月1日（賦課期日）に、市内に固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有する人に対して、地方税法及び上越市市税条例、上越市都市計画税条例の規定に基づき固定資産税、都市計画税を賦課する。

目的外利用
 保有個人情報 登録票（諮問）
 外部提供

課 名 建築住宅課

業務の名称	空き家等対策業務	
利用又は提供する目的	空き家の流通を促進し、空き家の増加等を予防するため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報項目	土地情報、建物情報、法的権利	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	アットホーム株式会社、株式会社LIFULL、市民等
	業務の名称	全国版空き家・空き地バンク
利用又は提供する期間	随時	

【空き家等対策業務の外部提供登録について】

本年度から、国土交通省が構築を支援し、民間事業者が運営する全国版空き家・空き地バンクの本格運用が始まったことを受け、空き家の円滑な流通を促進するため、本市も市内に存する空き家の情報を同バンクに掲載することとした。このことに伴い、必要な外部提供登録をするもの。なお、同バンクは、平成29年10月から試行運用されており、本市においても本人の同意を得て、掲載をしていたが、諮問を失念していたものである。

空き家等対策業務の外部提供について

1 業務の名称 空き家等対策業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

空き家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境を保全するため

(2) 業務内容

空き家等の所有者等を把握し、その適切な管理及び活用促進がなされるよう必要な施策を実施する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

土地情報、建物情報、法的権利

4 利用又は提供できる理由

本人同意

5 利用又は提供する方法

コンピュータ処理等

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

全国版空き家・空き地バンク

(2) 業務の概要

全国の空き家情報を集約し、市場のマッチング機能を強化することにより、利活用できる空き家や空き地の流通促進を図る。

7 利用期日又は提供開始日

平成29年12月25日

8 備考

(1) 全国版空き家・空き地バンクとは

国土交通省では、各自治体の空き家情報の標準化・集約化を図り、全国どこからでも検索できるよう「全国版空き家・空き地バンク」の構築を支援し、平成29年10月から試行運用を、今年度から本格運用を開始した。本市は、市内の空き家を有効に活用し、移住定住者の増加などによって地域の活性化を図るため、「上越市空き家バンク」を運用し、ホームページに空き家を掲載し、情報発信している。このような自治体が設置する空き家バンクは、全国の自治体の約4割が設置済みで、約2割が準備中又は設置予定であるなど、各地域の空き家対策として取組が進みつつある状況である。しかし、自治体ごとにそれぞれ設置され、開示される情報の項目が異なり分かりづらく、横断的な検索が難しいなど、課題もある。

本市は、このような課題を解決するため、「全国版空き家・空き地バンク」に参加することとした。

(2) 全国版空き家・空き地バンクの掲載画面

売買価格 **1-1 上越市安塚区行野**



1/4枚

 外観

 内装

 内装

 間取り

空室を確認したい、物件を見たい、詳しい情報を知りたいなど、この物件が気になる方はこちら

この物件についてお問合せ

※このページの下部にあるお問合せ窓口情報へ遷移します

■ 基本情報

所在地	新潟県 上越市 安塚区行野	価格	800,000円
築年月(築年数)	-	建物面積(建物面積計測方式)	130.01㎡ (-)
間取り	3LDK	土地面積(土地面積計測方式)	140.36㎡
交通	北越急行ほくほく線 虫川大杉駅 バス 東越バス行野バス停下車 徒歩 600m		

「全国版空き家・空き地バンク」の特徴

- 「全国版空き家・空き地バンク」の構築により、全国の空き家物件をワンストップで検索することが可能となり、市場のマッチング機能強化が期待される。



※ 全国版空き家・空き地バンクのデモ画面 (LIFULL社の例)



「全国版空き家・空き地バンク」について

別紙1

現状 課題

- 空き家バンクは、全自治体の約4割(763自治体)が設置済み、約2割(276自治体)が準備中又は今後設置予定である等、各地域の空き家対策として取組が進みつつある状況。
- しかしながら、現状では、自治体ごとに各々設置され、開示情報の項目が異なり分かりづらく、検索が難しいなど、課題も存在。

全国版空き家・空き地バンクの構築

- 国土交通省では、各自治体の空き家等情報の標準化・集約化を図り、全国どこからでも簡単にアクセス・検索できるよう「全国版空き家・空き地バンク」の構築を支援。
- 本年10月より、公募により選定した2事業者(株式会社LIFULL・アットホーム(株))が試行運用を開始。
- 準備が整った自治体から順次掲載を進め、システムの改善等を行った上で、来年度より本格運用を開始。

株式会社LIFULL

アットホーム株式会社

現在の運用状況と目標

○ 12月5日時点で277自治体が参加。
うち77自治体が物件情報を掲載。

○ 今年度末までに約1,000自治体の参加を目標に、掲載物件数の増加・検索機能等の向上・サイト情報の充実を図る。

URL: <https://www.homes.co.jp/akiyabank/>

URL: <https://www.akiya-atohome.jp/>

※ 国土交通省HPにも下記バナーを設置



←バナーをクリックすると各社のサイトをご覧ください。

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課 名 建築住宅課

委託する業務の名称	特定空き家等現況調査委託
委託する相手先	受託事業者
委託する理由	特定空き家等の現況調査に建築物の構造などに関する専門的知識が必要なため
委託する期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで
取り扱う個人情報の項目	住所、決定内容、建物情報
個人情報の提供方法	文書の交付
個人情報保護に係る委託条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の漏えいの防止 ・ 受託事業者以外への利用や第三者への提供禁止 ・ 再委託の禁止と提供資料の返還義務 ・ 個人情報の管理についての調査に応ずる義務 ・ 事故等の報告義務 ・ 契約違反の場合の契約解除や損害賠償義務

【特定空き家等現況調査委託の業務委託登録について】

特定空き家等の認定をした特定空き家等について、毎年度状態の変化を確認し、必要に応じ対策を講じるため、建築物の構造などに関する専門的知識を有する建築士に現況調査を委託することに伴い、委託業務の登録をするもの

特定空き家等現況調査委託の概要について

1 業務の名称 特定空き家等現況調査委託

2 業務の概要

(1) 実施目的

特定空き家等の認定をした特定空き家等について、毎年度状態の変化を確認し、必要に応じ対策を講じることにより、防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境を保全するため

(2) 業務内容

毎年度、特定空き家等の認定時又は前回調査時からの特定空き家等の状態の変化を確認する。

3 取り扱う個人情報の項目

住所、決定内容、建物情報

4 委託する期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

5 個人情報の提供方法

文書の交付

6 備考

特定空き家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。(上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例第2条第2項)

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課 名 建築住宅課

委託する業務の名称	空き家所有者等調査業務委託
委託する相手先	株式会社BSNアイネット
委託する理由	空き家所有者等調査業務の効率化を図るため
委託する期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、宛名番号、人的関係、土地情報、建物情報、法的権利、賦課情報
個人情報の提供方法	電子ファイルの交付
個人情報保護に係る委託条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の漏えいの防止 ・ 受託事業者以外への利用や第三者への提供禁止 ・ 再委託の禁止と提供資料の返還義務 ・ 個人情報の管理についての調査に応ずる義務 ・ 事故等の報告義務 ・ 契約違反の場合の契約解除や損害賠償義務

【空き家所有者等調査業務委託の業務委託登録について】

市内に存する所有者が判明しない空き家等に関し、市民からの情報提供等により把握した空き家等の土地情報と固定資産税の課税のため保有する建物情報を突き合わせ、所有者等を明らかにした上で、空き家等への対策を実施するため、固定資産税の課税システムの開発事業者に当該突合業務を委託するもの

空き家所有者等調査業務委託の概要について

1 業務の名称 空き家所有者等調査業務委託

2 業務の概要

(1) 実施目的

市民からの情報提供等により把握した空き家等の土地情報と固定資産税の課税のため保有する建物情報を突き合わせ、所有者、納税義務者等を把握することにより、当該空き家等の適切な維持管理及び利活用を促進するため

(2) 業務内容

空き家等の土地情報と固定資産税の課税システムが保有している建物情報を突き合わせ、所有者、納税義務者等を把握する。

3 取り扱う個人情報の項目

氏名、住所、宛名番号、人的関係、土地情報、建物情報、法的権利、賦課情報

4 委託する期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

5 個人情報の提供方法

電子ファイルの交付

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 選挙管理委員会事務局

業務の名称	検察審査員候補者予定者名簿調製業務
収集の目的	検察審査員候補者予定者の名簿を調製するため (根拠法令：検察審査会法)
収集する個人情報項目	氏名、住所、本籍、生年月日、宛名コード、死亡
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：検察審査会法第10条） <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（市民課、住民基本台帳 ）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他（選挙管理委員会のサーバーの磁気ディスク ）
記録されている文書等の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他（ ）

【**検察審査員候補者予定者名簿調製業務及び裁判員候補者予定者名簿調製業務の業務登録及び外部提供登録の変更について**】

検察審査員候補者予定者及び裁判員候補者予定者の異動状況について、選挙管理委員会事務局が住民基本台帳で確認することができるようにするため、必要な業務登録の変更を行うほか、法の規定等に基づき登録内容を整備するもの

検察審査員候補者予定者名簿調製業務の変更について

1 業務の名称 検察審査員候補者予定者名簿調製業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集する個人情報項目	氏名、住所、本籍、生年月日、宛名コード	氏名、住所、本籍、生年月日、宛名コード、死亡
収集の時期	<input checked="" type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 随時	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：_____） <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（_____） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（市民課_____）	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項： <u>検察審査会法第10条</u> ） <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（_____） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（市民課、 <u>住民基本台帳</u> ）

3 変更理由

これまで検察審査会事務局から照会のある検察審査員候補者予定者の異動状況について、市民課に内容照会していたが、事務の効率化及び迅速化に寄与するため、随時、住民基本台帳により選挙管理委員会事務局が異動状況を把握することができるようにするもの

4 変更期日

平成30年6月25日

5 業務の概要

(1) 実施目的

検察審査員候補者予定者の名簿を調製するため

(2) 業務内容

- ・ 検察審査員候補者予定者の名簿を調製し、検察審査会事務局に送付する。
- ・ 検察審査会事務局から照会のある検察審査員候補者予定者の死亡、住所異動等について回答する。

6 備考

検察審査員とは、検察官が被疑者（犯罪の嫌疑を受けている者）を裁判にかけなかったことがよかったのか否かを審査する検察審査会の構成メンバーであり、20歳以上で選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた検察審査員候補者の名簿の中から選任される。

保有個人情報 目的外利用 登録票（変更）（諮問）
外部提供

課 名 選挙管理委員会事務局

業務の名称	検察審査員候補者予定者名簿調製業務	
利用又は提供する目的	新潟検察審査会が検察審査員の選定を行うため (根拠法令：検察審査法)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、死亡	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（電磁的記録媒体）	
利用又は提供する相手先	名称	新潟検察審査会（新潟地方裁判所内）
	業務の名称	検察審査員選定業務
利用又は提供する期間	毎年10月15日までに提供	

検察審査員候補者予定者名簿調製業務の変更について

1 業務の名称 検察審査員候補者予定者名簿調製業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
利用又は提供する保有個人情報 の項目	氏名、住所、 <u>本籍</u> 、生年月日、 <u>宛名コード</u>	氏名、住所____、生年月日____ ____、死亡

3 変更理由

法の規定及び業務の実情に即して検察審査会事務局に提供する項目を整備するもの

4 変更期日

平成30年6月25日

5 業務の概要

(1) 実施目的

検察審査員候補者予定者の名簿を調製するため

(2) 業務内容

- ・ 検察審査員候補者予定者の名簿を調製し、検察審査会事務局に送付する。
- ・ 検察審査会事務局から照会のある検察審査員候補者予定者の死亡、住所異動等について回答する。

裁判員候補者予定者名簿調製業務の変更について

1 業務の名称 裁判員候補者予定者名簿調製業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集する個人情報項目	氏名、住所、本籍、生年月日	氏名、住所、本籍、生年月日、宛名コード、死亡
収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：_____） <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（_____） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（市民課_____）	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項： <u>裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条</u> ） <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（_____） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（市民課、 <u>住民基本台帳</u> ）

3 変更理由

これまで地方裁判所から照会のある裁判員候補者予定者の異動状況について、市民課に内容照会していたが、事務の効率化及び迅速化に寄与するため、住民基本台帳により選挙管理委員会事務局が異動状況を把握することができるようにするもの

4 変更期日

平成30年6月25日

5 業務の概要

(1) 実施目的

裁判員候補者予定者の名簿を調製するため

(2) 業務内容

- ・裁判員候補者予定者の名簿を調製し、地方裁判所に送付する。
- ・地方裁判所から照会のある裁判員候補者予定者の死亡、住所異動等について回答する。

6 備考

裁判員とは、刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める職であり、20歳以上で選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた裁判員候補者の名簿の中から選任される。

目的外利用
 保有個人情報 登録票（変更）（諮問）
 外部提供

課 名 選挙管理委員会事務局

業務の名称	裁判員候補者予定者名簿調製業務	
利用又は提供する目的	新潟地方裁判所が裁判員の選定を行うため （根拠法令：裁判員の参加する刑事裁判に関する法律）	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、死亡	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（電磁的記録媒体）	
利用又は提供する相手先	名称	新潟地方裁判所
	業務の名称	裁判員選定業務
利用又は提供する期間	毎年10月15日までに提供	

裁判員候補者予定者名簿調製業務の変更について

1 業務の名称 裁判員候補者予定者名簿調製業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
利用又は提供する保有個人情報 の項目	氏名、住所、 <u>本籍</u> 、生年月日 —	氏名、住所____、生年月日、 <u>死亡</u>

3 変更理由

法の規定及び業務の実情に即して地方裁判所に提供する項目を整備するもの

4 変更期日

平成30年6月25日

5 業務の概要

(1) 実施目的

裁判員候補者予定者の名簿を調製するため

(2) 業務内容

- ・裁判員候補者予定者の名簿を調製し、地方裁判所に送付する。
- ・地方裁判所から照会のある裁判員候補者予定者の死亡、住所異動等について回答する。

【国民年金被保険者（第3号被保険者を除く。）資格得喪関係及び氏名、住所変更受付業務の外部提供登録2件の変更について】

市が日本年金機構へ提出する資格得喪関係届等の国民年金適用関係届書報告書について、市と日本年金機構の事務処理の連携を強化し、国民年金事務全体の効率化及び誤処理の防止を図るといふ電子媒体化推進の趣旨にのっとり、国民年金法施行規則の改正を受けて個人番号の導入に伴うシステム改修等を行う機会に併せて同省令の規定に基づき電子媒体により提供することにしたことから、利用又は提供する方法を変更するもの

国民年金被保険者（第3号被保険者を除く。）資格得喪関係及び氏名、住所変更受付業務の変更について

1 業務の名称 国民年金被保険者（第3号被保険者を除く。）資格得喪関係及び氏名、住所変更受付業務

2 変更箇所

変更箇所	変 更 前	変 更 後
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）

3 変更理由

市と日本年金機構の事務処理の連携を強化し、国民年金事務全体の効率化及び誤処理の防止を図るため

4 変更期日

平成30年3月5日

5 業務の概要

(1) 実施目的

日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与するため

(2) 業務内容

国民年金被保険者（第3号被保険者を除く。）の資格得喪関係届及び氏名、住所変更届の処理、宛先不明の厚生年金資格喪失者への適用勸奨情報の提供

国民年金被保険者（第3号被保険者を除く。）資格得喪関係及び氏名、住所変更受付業務の変更について

1 業務の名称 国民年金被保険者（第3号被保険者を除く。）資格得喪関係及び氏名、住所変更受付業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）

3 変更理由

市と日本年金機構の事務処理の連携を強化し、国民年金事務全体の効率化及び誤処理の防止を図るため

4 変更期日

平成30年3月20日

5 業務の概要

(1) 実施目的

日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与するため

(2) 業務内容

国民年金被保険者（第3号被保険者を除く。）の資格得喪関係届及び氏名、住所変更届の処理、宛先不明の厚生年金資格喪失者への適用勸奨情報の提供

目的外利用
 保有個人情報 登録票（変更）（諮問）
 外部提供

課 名 高齢者支援課

業務の名称	高齢者支援業務（敬老祝賀事業）	
利用又は提供 する目的	県が敬老事業を推奨し、敬老記念品等の贈呈、県内最高齢者の把握等を行うため （根拠法令： ）	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、死亡、職種、健康状態、家族構成、趣味、嗜好、活動内容	
利用又は提供 する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用又は提供 する相手先	名称	新潟県高齢福祉保健課
	業務の名称	敬老事業
利用又は提供 する期間	随時	

【要援護高齢者支援業務（敬老祝賀事業）の外部提供登録の変更及び要援護高齢者支援業務の業務登録の変更について】

県の県内最高齢者の把握等に資するため、県の求めに応じて提供する項目の追加等を行うほか、文言の整備を行うもの

要援護高齢者支援業務（敬老祝賀事業）の変更について

1 業務の名称 要援護高齢者支援業務（敬老祝賀事業）

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
業務の名称	要援護高齢者支援業務（敬老祝賀事業）	高齢者支援業務（敬老祝賀事業）
利用又は提供目的	県が敬老事業を推奨し、敬老記念品等の贈呈 __を行うため	県が敬老事業を推奨し、敬老記念品等の贈呈、 <u>県内最高齢者の把握等</u> を行うため
利用又は提供項目	氏名、性別、住所、生年月日__ __、職種、健康状態、家族構成、趣味、嗜好__	氏名、性別、住所、生年月日、 <u>死亡</u> 、職種、健康状態、家族構成、趣味、嗜好、 <u>活動内容</u>

3 変更理由

県が県内最高齢者の把握等を行うため、市町村に対して107歳以上の高齢者の死亡、転入及び転出の状況等の報告を求めていることに応じることができるよう、提供目的及び提供項目に必要な事項を追加するもの

4 変更期日

平成30年6月25日

5 業務の概要

(1) 実施目的

要援護高齢者の把握、高齢者支援に係る支給事業等の実施のため

(2) 業務内容

要援護高齢者の把握、高齢者支援に係る支給事業等を実施する。

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 高齢者支援課

業務の名称	高齢者支援業務
収集の目的	要援護高齢者の把握、高齢者支援に係る支給事業等の実施のため (根拠法令：)
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、婚姻、死亡、学校名、職種、職歴、施設入所歴、(介護者の)勤務状況、健康状態、身体機能、傷病情報、診療情報、資格、自動車運転免許、収入情報、金融機関情報、建物情報、賦課情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、生活習慣、家族構成、DV被害状況、虐待状況、保健福祉サービスの自己負担額・負担感、趣味、嗜好、活動内容、担当地域、所属
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等(根拠条項：) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他(市民課(住民基本台帳)、福祉課、健康づくり推進課、共生まちづくり課、税務課、相談業務委託先団体、高齢者支援課、医療機関、介護保険事業所、通報者、高齢者見守り支援ネットワーク関係団体)
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他(災害時要援護者台帳システム)
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input checked="" type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

要援護高齢者支援業務の変更について

1 業務の名称 要援護高齢者支援業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
業務の名称	要援護高齢者支援業務	高齢者支援業務
収集の目的	要援護高齢者の把握、支給事業の実施のため	要援護高齢者の把握、高齢者支援に係る支給事業等の実施のため
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、婚姻、死亡、学校名、職種、職歴、施設入所歴、(介護者の)勤務状況、健康状態、身体機能、傷病情報、診療情報、資格、自動車運転免許、収入情報、金融機関情報、建物情報、賦課情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、生活習慣、家族構成、DV被害状況、虐待状況、保健福祉サービスの自己負担額・負担感、趣味、嗜好、担当地域、所属	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、婚姻、死亡、学校名、職種、職歴、施設入所歴、(介護者の)勤務状況、健康状態、身体機能、傷病情報、診療情報、資格、自動車運転免許、収入情報、金融機関情報、建物情報、賦課情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、生活習慣、家族構成、DV被害状況、虐待状況、保健福祉サービスの自己負担額・負担感、趣味、嗜好、活動内容、担当地域、所属

3 変更理由

当該業務のうちの一つである敬老祝賀事業の対象者は要援護高齢者に限られないことから、業務内容に即して業務の名称等を整備するもの

4 変更期日

平成30年6月25日

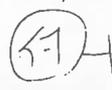
5 業務の概要

(1) 実施目的

要援護高齢者の把握、高齢者支援に係る支給事業等の実施のため

(2) 業務内容

要援護高齢者の把握、高齢者支援に係る支給事業等を実施する。

16-1


様式 1

平成30年度記念品贈呈対象者個人別調査票

市町村コード		No.	
住所			
電話番号		市役所・町村役場からの所要時間	分
氏名			
ふりがな		性別	
生年月日	年	月	日
同居家族の状況	続柄	氏名	
健康状態	起居	〔1 正常〕〔2 寝たり起きたり〕〔3 専ら床の中〕から選択	
	歩行	〔1 正常〕〔2 少し困難〕〔3 困難〕から選択	
	聴力	〔1 良好〕〔2 少し難聴〕〔3 聞こえない〕から選択	
	言語	〔1 明瞭〕〔2 少し不明瞭〕〔3 不明瞭〕から選択	
	その他		
日常生活 (毎日の生活、趣味、嗜好品等を記入してください。)			

※以下は、県使用欄であり、市町村においては入力不要です。

表敬訪問者		随行者	
敬老記念品等			
備考			

- (注) 1 この表は、大正7年4月1日から大正8年3月31日までに出生した者について作成してください。
 2 「氏名」及び字体等は原則として戸籍抄本どおりとし、正確に記入してください。
 3 「現住所」について、施設等に入所している場合は、施設名まで記入してください。
 4 自宅の位置が示された図(住宅地図の写し等)を添付してください。(A4サイズ)
 5 同居家族が8名を超える場合は、「備考(同居家族の状況)」欄に記入してください。
 6 「健康状態」に変更があった場合は、その都度速やかに地域振興局健康福祉(環境)部あて電話で連絡してください。

百七歳以上高齢者個人別調査票

【作成対象者・・・ 明治44年9月15日 までに出生した者】

市町村名	
------	--

公表の可否	
調査対象者またはその家族に意向を確認し、いずれかを選択すること	
<input type="checkbox"/> すべて可	<input type="checkbox"/> すべて不可
<input type="checkbox"/> 一部不可	↓
「一部不可」に☑する場合のみ、該当項目に「不可」と入力すること ↓	

ふりがな		
氏名 戸籍抄本どおりに正確に入力すること		
性別		
生年月日	明治 44 年 9 月 15 日	
年齢(自動計算)	107 歳 (平成30年9月15日 現在の年齢)	
住所 施設等に入所している場合は施設名まで記入すること		
特記事項 公表にあたり補足事項等がある場合に記入すること (例:○○○)		

(別紙様式)

送信先：高齢福祉保健課
高齢化対策係 白井 行
FAX：025-280-5229

ファクシミリ送信票

《報告の流れ： ①市町村 → ②地域振興局 → ③高齢福祉保健課》
(新潟市においては ①新潟市 → ③高齢福祉保健課)

① 市町村・所属・担当者名

↓

② 地域振興局健康福祉（環境）部・担当者名

↓

③ 高齢福祉保健課高齢化対策係

百七歳以上高齢者の転入・転出・死亡について（報告）

該当するものに○を付ける		転入	転出	死亡
対象者	住所			
	ふりがな氏名			(男・女)
	生年月日	年	月	日 (満歳)
転入・転出・死亡年月	平成	年	月	日
転入の場合のみ公表の可否 (どちらかに○)		可		否
市町村担当者	(所属) (電話)			(氏名)
備考	(転出の場合は転出先市町村名等)			